

「令和４年度 建設業関係説明会」質問回答

１．総合評価落札方式の評価方法について

１－１．

（質問・意見）

過去２年間の「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用実績の有無について、令和４年度の途中で「広島県建設分野の革新技术活用制度」の活用実績に変わっている可能性がある。この場合、どちらでも活用実績として評価されるのか。

「広島県建設分野の革新技术活用制度」に完全に移行するまでは、「広島県建設分野の革新技术活用制度（広島県長寿命化技術活用制度を含む）」等の表現がよいのではないかと。

（回答）

評価の対象期間内であれば、「広島県長寿命化技術活用制度」に加えて、「広島県建設分野の革新技术活用制度」の登録技術についても、活用実績を評価する予定としています。

なお、「広島県建設分野の革新技术活用制度」の技術が登録された後は、公告等の記載を変更します。

１－２．

（質問・意見）

地域維持業務委託の受注実績の有無について、港湾・漁港・海岸維持修繕業務委託は「路線委託業務」に該当すると考えてよいのか。

当該業務は、「地域維持業務委託」として契約締結し、油漏れ対応等、昼夜問わず緊急対応が必要な業務内容である。

（回答）

評価の対象となる地域維持業務は、路線委託業務（道路維持修繕業務委託（路線委託））、除雪等業務（凍結防止剤散布を含む）及び防潮扉開閉業務としており、ご質問の港湾・漁港・海岸維持修繕業務委託は評価の対象となりません。

2. 優良建設工事の表彰制度について

(質問・意見)

「革新技術活用制度の技術の登録は、令和4年10月を予定しており、それまでの期間は、広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を加点对象とする。」とある。当該表彰において、「広島県長寿命化技術活用制度」及び「広島県建設分野の革新技術活用制度」の登録技術はどちらも加点对象となるのか。

(回答)

令和5年度表彰においては、令和4年度中に県が引き渡しを受けた工事を対象とし、「広島県建設分野の革新技術活用制度（以下、「革新技術活用制度」という）」の技術が登録されるまでの間は「広島県長寿命化技術活用制度」の登録技術を、登録された後は革新技術活用制度の登録技術を活用した場合に加点します。

3. 公告の技術要件について

(質問・意見)

公告共通事項では、配置予定技術者として、監理技術者補佐を専任で置く場合、監理技術者の専任を求めない（兼務は2件まで）としているが、公告の技術要件の配置予定技術者の欄では、このことが表現されていないのはなぜか。

また、例として予定価格1億円以上等の工事公告の技術要件の配置予定技術者について、元請業者の監理技術者又は主任技術者等の経験を求めているが、この経験は専任となる監理技術者補佐になくても、兼任可能な（特例）監理技術者にあれば応札が可能と考えてよいか。この考え方で良いならば、公告の技術要件の配置予定技術者の欄等に記載してもらえないか。

(回答)

当県では、当該案件で求める個別の要件を記載したうえで、それぞれの要件に係る用語の定義や適用基準、特例適用の考え方等は、公告共通事項に記載することとしております。

なお、監理技術者補佐は、監理技術者の専任配置を求める工事において、特例的に兼任を求める場合の条件として配置を求めているものであり、当該工事の配置予定技術者として必要な経験は、監理技術者に対してのみ求めることとしております。このため、お問い合わせの事例ではお見込みのとおり応札が可能です。

4. 工事費内訳書等の改正について

(質問・意見)

工事費の内訳の事例だけでなく、業務費の内訳の事例を示してもらいたい。

(回答)

業務費の内訳の事例をHPにて提示しています。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/file/utiwakesyo-02rei_0406.pdf)

5. 広島県公共土木施設災害支援制度について

(質問・意見)

「広島県公共土木施設災害支援制度に基づく活動実績の有無」の廃止に伴い、総合評価落札方式の評価項目から削除されている。同制度について、昨年度は登録期間を1年延伸し、追加募集及びシミュレーション活動を行わないとの周知はあったが、制度廃止についての説明や通知等を受けていないとの認識であり、制度の登録者に説明や通知等をすべきではないか。

(回答)

同制度は、第7期(令和4年5月13日まで)をもちまして、終了することといたしました。これまで、ご協力をいただきました皆様には改めてお礼申し上げます。また、制度の終了につきましては、県ホームページによる周知を予定しております。